

白谷ヨットクラブ会則(赤字部分改訂案)

第1条 名称

本会は、「白谷ヨットクラブ」と称し略記号をS.Y.Cとする。

第2条 事務局

本会の事務局を本会会長宅又は、会長より委嘱された理事宅に置く。

第3条 構成

本会は姫島漁港内のクラブ管理施設に繋留するすべてのセーリングクルーザーのオーナー及びその共同オーナー又はクルーとして登録された者を正会員として、自艇をクラブ管理施設に繋留していないが入会を承認された者を準会員として構成し、正会員、準会員を総称して会員と呼ぶ。

第4条 目的及び事業

本会は田原漁業組合、及びその他の関係団体と協力関係を保ち広く海に親しみ、会員相互の理解と親睦を深め、健全なヨットクラブを育てることを目的として次の事業を行なう。

- 1、海事思想の普及の為の企画実施。
- 2、本会の主催するレース及びクルージングの企画実施。
- 3、会員及び会員艇の事故及びその防止に対する事項。
- 4、クラブ所属設備の整備、改善、拡充、管理。
- 5、関係団体との協議、協力に関する事項。
- 6、会員相互の親睦。
- 7、その他目的達成上必要な事項。

第5条 入退会

- 1、本会に自艇を持って入会しようとする者は別に定める書式を以って本会に申込み、且つ理事会の承認を受けなければならない。
- 2、本会に入会している艇の共同オーナー又はクルーとして入会しようとする者は、別に定める書式を以って本会に届出なければならない。
- 3、本会に所属する艇の新たな代表となった者は、別に定める書式を以って本会に届出、理事会の承認を受けなければならない。
- 4、本会に入会を認められた者は別に定める入会金を納付しなければならない。
- 5、本会を退会するものは、文書で以って本会に届出なければならない。

第6条 会員の義務

- 1、会員は本会所定の会費及び負担金を本会へ支払う義務を負う。
- 2、会員は、いかなる時にも近隣の他艇を損傷させない為の自艇の管理責任を負う。
- 3、会員は、クラブ施設の清掃点検及び維持管理に協力する義務を負う。

第7条 準会員

- 1、自艇によるバースや陸置等のクラブ管理施設の利用予定はないが、会員の義務を負う事を了承した場合は、準会員として扱う。
- 2、準会員は、自艇の陸置を含めクラブ管理施設を利用することができ、バースが空いた時は、**入会金及び係留料を支払って正会員となる**ことができる。ただし、バース利用の順序は一般の申込者と同様に、文書による申請受付順とする。

第8条 会員資格の喪失

- 1、本会の会員が退会した時は、姫島漁港内クラブ管理区域への陸置、設備の使用、繋留及び本会の運営に関するすべての権利を失う。
- 2、会員たる資格を失った者は、3ヶ月以内にクラブ管理施設より艇を搬出しなければならない。
- 3、**本会の会員が死去した場合は、第1項と同様に権利を失うが、艇を所有権を相続する遺族又は本会に登録している艇の共同オーナーが、艇を継承することを申し出て、艇の所有権に法的な問題がない場合は、権利を継承できる。**

第9条 除名

会員であつて次項の一に該当する者は理事会の決議により戒告又は除名される事がある。

- 1、社会の倫理に違反し会員たる名誉又は本会の名誉を毀損した者。
- 2、本会の会則に違反し、若しくは秩序を乱した者。

第10条 役員構成

- 1、本会に次の役員を置く。

(1) 会長	1名
(2) 副会長	1名
(3) 理事	若干名
(4) 監事	2名

第11条 役員の職務

- 1、会長は本会を代表し会務を総理する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行なう。
- 3、理事は会務を処理する。
- 4、監事は会務を監査する。

第12条 役員の任期

- 1、役員の任期は2年とする。但し再選は妨げない。
- 2、任期が満了しても後任者が職務に就くまではその職務を行なわなければならない。

第13条 役員を選出

- 1、会長及び副会長は正会員の中より、総会において選ばれる。
- 2、理事及び監事は会員中より、総会において選ばれる。

第14条 役員の補充

- 1、役員に欠員を生じたときは、理事会の推挙にて補充し、次期総会にて承認を得る。
- 2、補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第15条 顧問の設置

- 1、本会に顧問を置くことが出来る。
- 2、顧問は総会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3、顧問の任期は会長の任期による。

第16条 総会の招集

- 1、会長は決算終了後3ヶ月以内に定時総会を招集する。
- 2、会長は必要があると認める時は臨時総会を招集することが出来る。
- 3、会員艇の代表者の3分の1の者が、書面にて総会の招集を要請した場合は、会長は要請を請けたときから1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4、総会の通知は開催の2週間以前に各艇代表者宛に文書を発送する。

第17条 総会の決議事項

- 1、次の事項は総会での承認を得なければならない。但し特に急を要する場合には、この限りではない。
 - (1) 収支決算
 - (2) 収支予算
 - (3) 事業計画
 - (4) 会費及び負担金の徴収に関する事項
 - (5) 会計年度を繰越す借入金
 - (6) 会則の変更
 - (7) 重要なる財産の造成及び処分
 - (8) 本会の合併解散とこれに伴う資産負債の処理
 - (9) その他重要なる事項
- 2、会長は次の事項を総会に報告しなければならない。
 - (1) 庶務事項
 - (2) 事業報告
- 3、第1項但し書きの場合は、会長は次の総会においてその承認を得なければならない。

第18条 総会の議決

- 1、総会は会員艇代表者の3分の2以上の出席（委任状を含む）により成立する。
- 2、総会において前条第1項（1）より（5）までの議決は、出席した会員艇代表者の過半数により決する。
- 3、総会において前条第1項（6）より（9）までの議決には、出席した会員艇代表者の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 4、総会の議長は会長がつとめる。

第19条 理事会の招集

理事会は理事を以って構成し会長がこれを招集しその議長となる。

第20条 理事会の決議事項

次の事項は理事会の決議を要す。

- 1、総会の招集及び提示すべき事項
- 2、会務運営に関する事項
- 3、その他重要なる事項

第21条 監事の責務

監事は会計を監査し、理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

第22条 会計

本会の経費は、入会金、会費、寄付金その他の収入を以って充て、一旦納付されたものは返還しない。

第23条 会計年度

- 1、本会の会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。

第24条 会費の徴収

- 1、本会の会費はその年度の2末日までに納入する事とする。
- 2、会費及び負担金を滞納した場合は会員たる資格を失う場合がある。

第25条 予備費

- 1、予算外の支出又は予算超過の支出に充てる為、予備費を設ける。
- 2、予備費は総会の否決した費用に充てることは出来ない。

第26条 事務局の設置

- 1、本会に事務局を設け、必要な場合は事務局員を置く。
- 2、事務局員の任免、給与、及び執務に関する事項は会長が定める。

第27条 会則になき事項

会則になき事項については理事会の決議に基づき施行する。

第28条 付則

- 1、この会則は昭和61年2月23日より施行する。
- 2、平成13年2月25日、一部改訂する。
- 3、平成16年3月7日、準会員関連項目を追加改訂する。
- 4、平成22年2月28日、7条8条の一部追加

以上